

【令和8年用】新規申請書提出要項

岡山市(水道局及び市場事業部を除く)が発注する入札(見積)に参加を希望する方は、次により申請書を提出してください。

〔注意：未更新のため有資格者名簿から削除された方で更新期限月の翌月から起算して10か月を経過しない場合は新規申請書ではなく更新申請書を提出してください。〕

対象部門：「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等(以下「コンサル」という。)」、「役務」、「物品」、「食料品」

1 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請月の直前12月^翌以降に創業し、又は該法人を設立した者
〔例：2月受付の場合、前年の1月末までに創業していれば申請可能です。
　　営業の承継がある場合は事前に相談してください。〕
- (3) 岡山市税(当該岡山市税に係る徴収金を含む。)を完納していない者
- (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定(暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定)に該当する者及び同事項について第2条第3項の規定(営業の承継に関する規定)に該当する者
- (6) 「建設工事」に申請する場合は、経営事項審査(建設業法第27条の23)を受けていない者又は申請時及び名簿登載時に有効なものを含む連続する2期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のいずれかにおいて、平均完工工事高のない者

2 申請方法

原則として郵送。(簡易書留等、配達の記録が行われる方法により郵送すること。)

- ・該当する申請期間中に届くように、期間を厳守(必着)してください。

※ 申請期間を過ぎて届いた場合、および申請期間より前に提出された場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。必ず申請期間内に提出してください。

※ 申請書送達の確認は、各追跡サービス等をご利用ください。(受付完了の通知等は行っておりません。)

- ・封筒の表面に、「新規申請書」在中と朱書きしてください。

- ・複数の部門を同時に申請する場合、共通する書類は1通でかまいません。

3 申請期間

下表に掲げる申請期間とします。

申請期間(必着・消印無効)	申請できる者
令和8年 2月2日(月)～令和8年 2月13日(金)	令和7年 1月31日以前に創業又は設立した者
令和8年 5月1日(金)～令和8年 5月15日(金)	令和7年 4月30日以前に創業又は設立した者
令和8年 8月3日(月)～令和8年 8月14日(金)	令和7年 7月31日以前に創業又は設立した者
令和8年11月2日(月)～令和8年11月13日(金)	令和7年10月31日以前に創業又は設立した者

※ 上記期間以外の申請は一切受け付けませんので、厳守してください。

※ 同月に、今回の申請とは別の部門の更新申請を行う場合は、更新申請と一緒に提出してください。

4 申請場所・問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1番1号(本庁舎5階) 岡山市財政局財務部契約課

〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194(直通) FAX 086-803-1736

5 審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は各部門の有資格者名簿に登載されます。

なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知といたしますので、ご確認ください。

(掲載日：申請月の翌々月1日)

〔有資格者名簿の掲載場所〕 岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>
　　事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

6 名簿登載期間等

- ・有資格者の名簿登載期間・・・申請月の翌々月1日から次回更新期限月の末日まで

※更新期限月とは、本市に登録される決算日の翌月から起算して1年7か月目のことを行います。

※更新期限月に毎年、更新申請をすることにより、資格の継続及び建設工事格付等の更新が行われます。

申請方法、申請期間及び提出書類等は岡山市ホームページでご確認ください。

7 提出書類

NO	提出書類	対象	摘要
◎	申請書預り票	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「申請書預り票」に必要事項を記入 ※ 受付時にお返しします
1	債権者登録申請書 (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入, 押印 (または署名) ※ 複数の部門に同時に申請する場合で, 部門により契約締結先が異なる場合は, 契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されており, 契約締結先が同じ場合は, その部門も含めて該当分類欄を記入
2	新規申請書及び誓約書 (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「新規申請書及び誓約書」に必要事項を記入, 押印
3	暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書) (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書)」に必要事項を記入, 押印
4	使用印鑑届 又は 委任状 (兼使用印鑑届) (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容に応じて, いざれか一方を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札, 契約の締結等を委任しない (本社で契約等すべてを行う) 場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入, 押印 ・ 入札, 契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状 (兼使用印鑑届)」に必要事項を記入, 押印 <p>※ 複数の部門に同時に申請する場合で, 部門により契約締結先が異なる場合は, 契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されており, 契約締結先が同じ場合は, その部門も含めて該当部門欄を記入</p>
5	印鑑証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 法人の場合は法務局で取得してください ※ 個人業者の場合は代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください (注) 申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります (以下同じ) (例: 5月に申請する場合, 証明が2月1日以降のものであれば可)
6	納税証明書 (国税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は様式「その3の3」 ・ 個人業者の場合は様式「その3の2」 <p>※ 所轄の税務署で取得してください</p>
7	納税証明書 (岡山県税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で, 証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」, 申請税目を「県徵収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの <p>※ 所轄の県民局で取得してください</p>
8	滞納無証明書 (岡山市税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・ 準市内業者の方は, 委任先等 (市内の支店又は営業所等) の内容で取得したもの <p>※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください</p>
9	滞納無証明書 (代表者の岡山市税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの <p>※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください ※ 個人業者で「No.8 滞納無証明書 (岡山市税)」と同じ内容となる場合は, 提出不要</p>
10	【市内業者のみ】社会保険料納入証明書 (社会保険料) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の市内業者 ・ 職員数5人以上の市内個人業者 <p>・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの </p> <p>※ 所轄の年金事務所で取得してください (原則郵送による申請をお願いします) ※ 社会保険の適用を除外されている方は, 指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出 (部門別提出書類一覧を参照)</p>
11	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可)	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください ※ 登記情報提供サービス (PDF形式) で出力した登記情報は不可
12	住民票 (写し可)	個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください ※ マイナンバーの記載は必要ありません 記載されている住民票を取得した場合は, マイナンバーの箇所をマスキングして写しを提出してください
13	身分証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 代表者について, 本籍地の市町村で取得してください
14	登記されていないことの証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの <p>※ 代表者について, 法務局で取得してください ※ 証明内容の記入誤りが多く見られます。住所等の番地等が一部違っていても再提出になりますので, 証明書取得時に十分ご注意ください</p>

No	提出書類	対象	摘要
15	部門別提出書類	全業者 (申請する 部門ごと)	・各部門の提出書類については、別紙「部門別提出書類一覧」を参照 ※複数の部門を同時に申請する場合は、「建設工事」、「コンサル」、「役務」、「物品」、「食料品」の順番で並べてください
16	その他	該当者のみ	<p>◆ 指定様式「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」(原本) 「建設工事」部門を除く準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する方のみ提出してください ※本申請後も継続を希望する場合は、更新申請とは別に毎年5月下旬頃～6月中旬頃に申請が必要になります ⇒詳細は岡山市HPの「市内業者に準じた取扱い申請について」をご確認ください</p> <p>◆ 組合員名簿(写し) ※事業協同組合等の場合は提出してください ・最新のものを、現在日(令和〇年〇月〇日現在)を入れて提出(様式不問) ・事業を営んでいない個人の情報を除いて作成 ※申請後に組合員に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください</p> <p>◆ 債権債務継承書等(原本) 営業の継承等がある場合等に、必要に応じて各種書類を提出していただくことがありますので、詳細は、契約課にご相談ください</p>

(注)「申請月から3か月」=申請月より前の3か月 (例:8月申請の場合→5月1日以降のものはすべて可、日にち単位ではありません)

【市内業者等の区分について】

市内業者	建設工事	岡山市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者
	建設工事以外	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者
準市内業者 (市内拠点業者を含む)	建設工事	市内業者以外の者で、岡山市内に建設業の許可を受けた従たる営業所を有する者
	建設工事以外	市内業者以外の者で、岡山市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を岡山市内に有する者
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の者	

※市内拠点業者(建設工事を除く)は、準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する者
※岡山市内に営業所を有していても、委任先等として岡山市に名簿登録していない場合は市外業者になります

【提出書類の省略について】

申請日現在、今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されている方(更新申請中の方を含む)については、次の書類の添付を省略できます

No	書類	備考
6	納税証明書(国税)	
7	納税証明書(岡山県税)	
9	滞納無証明書(代表者の岡山市税)	
10	社会保険料納入証明書	
11	商業登記事項証明書	
12	住民票	
13	身分証明書	
14	登記されていないことの証明書	
15-①	【部門別提出書類】財務諸表	ただし、「建設工事」に登載されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要
15-②	【部門別提出書類】社会保険の適用事業所ではないことの申出書	
16	「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」	ただし、「建設工事」に登載されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要

※「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」は省略できないため、必ず添付してください

なお、更新申請と同時に提出する場合は、それぞれに添付をしてください

8 注意事項

- 市内、準市内業者で「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」が提出できない場合は、申請は受理されません。
- 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
消せるボールペン、修正液等は絶対に使用しないでください。また、指定様式は打ち替え等をせず、そのまま使用してください。
- 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- 「No.6 国税」、「No.7 岡山県税」、「No.9 代表者の岡山市税」及び「No.10 社会保険料」が完納でない場合は、申立書(1)及び納付状況のわかる書類を提出すれば申請は受理できます。ただし、岡山市指名停止基準に基づき指名留保となり、この期間は入札(見積)に参加できません。
- 有資格者名簿登載期間中に辞退届を提出した者において、辞退前の登載期間を経過していない場合は申請できません。
- 「7 提出書類」以外にも追加資料を求める場合があり、提出できないときは有資格者名簿に登載されない場合があります。
また、有資格者名簿に登載されても、希望業種又は入札(見積)ごとに定める参加要件等によっては入札(見積)に参加できない場合があります。
- 申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。(指定様式や添付書類については岡山市ホームページ参照のこと)
- 「建設工事」については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていない者
若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった者が、再度有資格者名簿に登載されたときは、岡山市指名停止基準に基づき有資格者名簿登載から5か月間は指名留保となります。この期間は「建設工事」の部門で入札(見積)に参加できません。
- 会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出してください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。
- 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合(LLP)として申請をする場合は、通常の申請と添付書類等が異なるため、事前に契約課までお問い合わせください。

9 その他

有資格者となった場合は、岡山市ホームページに「有資格者名簿登載者としての心得」を掲載していますので必ずご確認ください。
また、更新申請、制度改正及び契約課発注情報等についてはホームページでご案内しておりますので、隨時ご確認ください。

岡山市入札参加資格審査 新規申請

申請書預り票 (申請者は太枠の中のみ記入・点検して添付してください。)

申請者				申請部門					
所在地 本社商号又は名称 代表者 職 氏 名 預り票の送付先 (FAX 番 号)				<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> コンサル				
				<input type="checkbox"/> 役務	<input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 食料品				
自主 点検欄		法人	個人	提出書類		契約課確認欄	備考		
				○ ○ 債権者登録申請書	<input type="checkbox"/>	不備	契約締結先、原本のみ		
				○ ○ 新規申請書及び誓約書	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ		
				○ ○ 暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ		
				○ ○ 「使用印鑑届」又は「委任状(兼使用印鑑届)」	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ		
				○ ○ 印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	不備			
				○ ○ 納税証明書(国税)	<input type="checkbox"/>	不備			
				○ ○ 納税証明書(岡山県税)	<input type="checkbox"/>	不備			
				○ ○ 滞納無証明書(岡山市税)	<input type="checkbox"/>	不備			
				○ ○ 滞納無証明書(代表者の岡山市税)	<input type="checkbox"/>	不備			
				○ ○ 社会保険料納入証明書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ		
				○ × 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	不備	現在事項全部証明書は不可		
				× ○ 住民票	<input type="checkbox"/>	不備			
				× ○ 身分証明書	<input type="checkbox"/>	不備			
				× ○ 登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	不備			
建設工事 以外		①		○ ○ 財務諸表(最新) 法人【貸借対照表、損益計算書】 個人【確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書】	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算		
				○ ○ 社会保険の適用事業所ではないことの申出書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ		
		建設工事		①		○ ○ 建設工事格付調査書	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 「建設業許可通知書」, 又は「建設業許可証明(確認)書」	<input type="checkbox"/>	不備	
				③		○ ○ 建設業許可申請書等(契約締結先等の許可、名称、所在地のわかるもの)	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新の通知)	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算
						○ ○ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(1期前の通知)	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算
						○ ○ 【経審の表示が「無」の場合のみ】雇用保険加入関係書類	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 【経審の表示が「無」の場合のみ】健康保険及び厚生年金保険加入関係書類	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 登録営業所報告カード	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ I S O 登録証	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 岡山市グリーンカンパニー活動認定・登録証等	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 建設業労働災害防止協会加入証明書	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 災害時防災協力に関する協定団体への加入証明書	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認定証	<input type="checkbox"/>	不備	
						○ ○ 障害者雇用状況	<input type="checkbox"/>	不備	
○ ○ 保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/>					不備			
○ ○ 岡山市消防団協力事業所表示証交付書	<input type="checkbox"/>					不備			
○ ○ 岡山市 S D G s 推進パートナーズ登録証	<input type="checkbox"/>	不備							
○ ○ 管工事・電気工事調書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ						
○ ○ 交通安全施設工事・体育施設工事実績調書、工事経歴書	<input type="checkbox"/>	不備							
コンサル		③		○ ○ 希望業種調書(測量、建設コンサルタント業務等)	<input type="checkbox"/>	不備			
		④		○ ○ 登録証明(登録証明書、現況報告書)	<input type="checkbox"/>	不備			
		⑤		○ ○ 有資格者数一覧	<input type="checkbox"/>	不備			
役務		③		○ ○ 希望業種調書(役務)	<input type="checkbox"/>	不備			
		④		○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備			
物品		③		○ ○ 希望業種調書(物品)	<input type="checkbox"/>	不備			
		④		○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備			
		⑤		○ ○ 印刷機械設備等調書	<input type="checkbox"/>	不備	「1 印刷」を希望する者のみ		
食料品		③		○ ○ 希望業種調書(食料品)	<input type="checkbox"/>	不備			
		④		○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備			
その他		16		○ ○ 【原本】市内業者に準じた取扱いに関する申請書	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ		
		17		○ × 組合員名簿	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ		
		18		○ ○ その他書類()	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ		

以下契約課記入欄

上記のうち不備書類を至急提出してください。不備書類を提出の際には、この預り票のコピーを添付して郵送するか、ご持参ください。

[提出期限] 令和 年 月 日 (必着) ●この日までに契約課で確認できない場合は不受理となります。

[提出先] 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課 管理係
TEL (086) 803-1194 FAX (086) 803-1736

契約課受理欄

有資格者となった場合の、名簿登載期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月末

(有資格者となった場合の、次回更新期限月 令和 年 月) ×

※有資格者の名簿登載期間の継続を希望する場合は、上記更新期限月に更新申請(毎年)が必要です。

更新申請の受付期間・・・更新期限月の1日~20日(土日祝日を除く。)

・建設工事については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は、12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった方若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった方が再度有資格者名簿に登載されたときは、有資格者名簿登載から5か月間指名留保となります。

債権者番号 名簿登載者以外 名簿登載者 建設工事 コンサル 役務 物品・食料品 小修繕	担当課（TEL：）		会計課使用欄			
	課名	入力者	確定者	確認者	受付印	
	1. 下記の口座は、債権者が保有する口座に相違ないことを確認しました。					
	2. 債権者の申し出により、証拠書類添付の上、変更の申請をします。					
	課長		印			

債権者登録申請書

岡山市長様

新規・変更（社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座） → 旧社名・支店名（）					
該当分類	<input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者以外 <input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者		<input type="checkbox"/> 役務		<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿
	*複数に該当する場合は、 複数にチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> 物品（原材料）	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿
住所	〒	電話番号			
					代表者印または署名 ※個人の場合は個人印または署名
社名 また支 は店 個人・ 名団 体名	(フリガナ) (生年月日： ※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。)				
代表者	肩書	代表者名			

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいよう依頼します。

申請者振込口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号	
	通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	普通	口座番号	
	通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			

※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。

記入上の注意

- (1) 「代表者印または署名」欄に、本人が氏名(姓・名)を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は
代表者名(姓・名)を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。
- (2) 訂正する場合は以下のとおりとしてください。修正液、捨印での訂正はできません。
 - ①「代表者印または署名」欄に押印した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。
 - ②「代表者印または署名」欄に署名した場合は、二本線で消したそばに署名してください。
- (3) 申請書は原則として、各担当課へ提出してください。
- (4) 有資格者名簿登載者で岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

【新規・変更】新規または変更のどちらかを囲ってください。

変更の場合は、括弧内の変更箇所を囲ってください。

社名、支店名の変更の場合は必ず「旧社名・支店名」の欄に変更前の社名または支店名を記入してください。

【該当分類】有資格者名簿登載の方は、該当する部門すべてにチェックしてください。

【住所】郵便番号、電話番号はハイフン付きで記入してください。
住所は都道府県名から記入してください。

【社名・支店名・団体名または個人名】
【代表者】

本社のみの登録の場合は、本社の内容を記入してください。

岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

※生年月日は記入不要です。

【代表者印または署名】有資格者名簿登載の方は、使用印鑑に押印した「実印」または「使用印」または「代表者が手書きで署名（フルネーム）」してください。

【申請者振込口座】岡山市からの支払いを振り込む口座を記入してください。
口座種別（普通・当座）も必ずチェックしてください（※貯蓄預金口座は振込できません）。

【工事前金払口座】建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ、西日本建設業保証(株)等への届出口座を記入してください。

記入例
(法人・団体の場合)

出により、証拠書類添付の上、
記入欄に記入して下さい。

債 権 者 登 錄 申 請 形 式

課長

岡山市長様

新規 **変更** (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)
→ 旧社名・支店名

該当分類

□ 有資格者名簿登載者以外有資格者名簿登載者 役務 小修繕業者名簿
*複数に該当する場合は、 建設工事 物品（原材料） 特定調達名簿
複数にチェックしてください。 測量、建設コンサルタント業者等 食料品 障害者優先調達名簿

住所 〒 700-0000 電話番号 086-000-0000

岡山県岡山市北区〇〇一丁目〇一〇

社名 または 支店名個人名
団体名 (フリガナ) マルマルオカヤマ 代表者印または署名
※個人の場合は個人印または署名

代表者

株式会社 〇〇岡山 (生年月日)
※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。

肩書 代表取締役 代表者名 会計 ○男
会計 ○男

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいよう依頼します。

申請者振込口座	●●銀行 銀行・金庫 組合・農協	▲▼支店 店所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	0123456
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください） 力）マルマルオカヤマ				
株式会社 〇〇岡山					

下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	普通	口座番号
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			
※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。				

【※注意※】

変更申請の場合、変更箇所だけではなく、変更がない箇所も記入してください。
・例えば、変更箇所が代表者名の変更のみの場合、「住所」、「電話番号」、「社名」、「代表者印または署名」、「肩書」、「申請者振込口座」の内容に変更がない場合でも、必ず現在登録してある内容を記入してください。
・建設工事やコンサルの業者の方で、工事前金払口座を登録されている場合は、口座内容に変更がない場合も必ず記入してください。

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】 新規申請書及び誓約書

岡山市長様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 入札、見積り、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 受託業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

※申請期間内の日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 月 日

申請者 （本社）	フリガナ				(実印)
	商号又は名称				
	代表者職氏名 職名	氏名			
	所在地 〒	-			
	※1				
	電話番号	FAX番号			
	職員数（組織全体）※2	人（うち障害者数	人）	※実人数を記載してください。	
創業年月日（事業を開始した日）		年	月	日	（個人業者のみ）
消費税届	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者			

※1 法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

（ただし、「建設工事」に申請する場合又は既に登録がある場合は、建設業許可上の主たる営業所の所在地）

※2 職員数は申請月の1日現在の人数（パート、アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除く）

部門		工事	コンサル	役務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	<input type="checkbox"/>				
	既に有資格者である。	<input type="checkbox"/>				
委任の有無 <small>〔 委任する部門全てにチェックし、委任先職員数を記入 〕</small>	委任する	<input type="checkbox"/>				
	委任先職員数	人	人	人	人	人

申請日現在、右記の名簿に登載（登録）されている場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿	<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ 氏名	連絡先電話番号
----------	------------	---------

[契約課受付欄]	受付	書類確認	入力	入力確認	受付印
既に登録あり (現在登載・抹消)	建設工事・コンサル・役務・物品・食料品 WTO・小修繕 ※停止又は留保・・・無・有 ※抹消の場合・・・H・R 年 月 対象で未更新				
	受付番号	次回更新期限月	令和 年 月 日		

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】新規申請書及び誓約書

記入例

岡山市長様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

会社名・代表者職名・氏名のフリガナをすべて記入してください。

※入りきらない場合は、「株式会社」「代表取締役」等の一般的な名称のフリガナは省いていただいてかまいません。

これはもちろん、関係法規を遵守

提出日を記入してください。

内に日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 5 月 8 日

申請者 (本社)	フリガナ	カ) オカヤマモモ ダイヒヨウトリシマリヤク オカヤマモモタロウ					
	商号又は名称	株式会社 オカヤマMOMO					
	代表者職氏名	氏名					
	職名	代表取締役 岡山 桃太郎					
	所在地	〒 700-8544					
	※1	岡山市北区大供一丁目1番1号					
	ない場合は「0」を記入してください。						
	電話番号	086-803-1194	FAX番号	086-803-1736			
	職員数（組織全体）※2	560	人	（うち障害者数	5	人）	※実人数を記載してください。
創業年月日（事業を開始した日）	年	月	日	(個人業者のみ)			
消費税届	<input checked="" type="checkbox"/>	課税事業者	<input type="checkbox"/>	免税事業者			



(実印)

法人は記入の必要はありません。
(登記簿で確認いたします。)

は
姉
部門によって委任先を設定する場合は、
委任先の人数を必ず記入してください。

部門		工事	コンサル	役務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	既に有資格者である。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委任の有無 (委任する部門全てにチェックし、委任先職員数を記入)	委任する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委任先職員数	人	人	15	人	15

申請日現在、右記の名簿に登載（登録）されている場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿	<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ 氏名	オカヤマ ハナコ 岡山 花子	連絡先電話番号 〇〇部	086-803-1194
----------	------------	-------------------	----------------	--------------

すでにいずれかの名簿に登載されている場合はチェックしてください。 (※有資格者名簿と両方に載ることはできません。 有資格者名簿の登載と同時に、右記の名簿からは削除されます。)	確認 ・ ゴブ ・ 小修 は留保 場合 更新期限月	無 ・ 有 H・R 年 月 対象で未更新 令和 年 月 日	受付印
受付後に不備がわかった場合や書類の内容について問合せをする場合、こちらに記入いただいた担当の方あてに行います。 書類について内容がわかる方を記入してください。			

【岡山市競争入札参加資格審査】

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

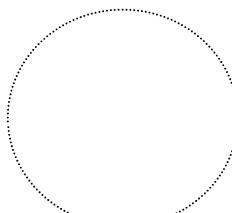
令和　　年　　月　　日

岡山市長様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



(実印)

使用印鑑届

令和 年 月 日

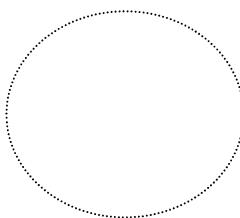
岡山市長様

〒 -

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

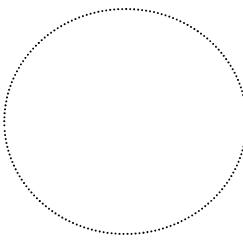


実印

下記の印鑑は入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

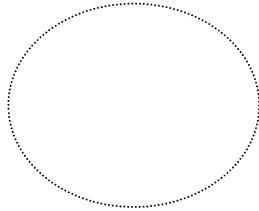
委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

岡山市長 様

〒 -

本社所在地



商号又は名称

代表者職氏名

実印

岡山市との取引に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿

〒□□□-□□□□

1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

受任者印 ※

4 委任先電話番号

() -

(使用印)

5 委任先FAX番号

() -

6 委任事項

	・建設工事 ・コンサル ・役務 ・特定調達	・物 品 ・食料品 ・小修繕	
1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）に参加する権限
2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約を締結する権限
4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代金の請求及び受領の権限
5	<input type="radio"/>		共同企業体に関する一切の権限
6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

社会保険料納入証明書について

提出書類	対象者	取得方法等
社会保険料納入証明書	市内業者のうち ■法人 ■職員数5人以上の個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙様式「社会保険料納入証明申請書」に必要事項（事業所整理記号及び番号は必ず記載してください。）を記入し、所管の年金事務所へご提出ください。（1部） ○ 年金事務所より、「社会保険料納入証明書」（以下「納入証明書」という）が発行されますので、原本又は写しを入札参加資格申請書に添付してください。 ○ 申請月から3か月以内に取得したものが有効となります。（資格の再取得（復活）を希望する場合においても提出する月から3か月以内） ○ 納入証明書の住所が、入札参加資格申請の所在地と異なるときは、以下の書類をいずれか1点添付してください。（住所が確認できる部分の写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所あての公共料金請求書又は領収書の写し ・ 事業所名義で契約した賃貸契約書の写し ○ 対象者で岡山県外の年金事務所に社会保険料を納入している場合、別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」、「社会保険料納入証明申請書」を参考に取得してください。

対象期間	発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月 (年金事務所が電算証明で対応できる全期間)
------	---

※申請書に期間を記入する必要はありません。年金事務所にて必要な期間を証明していただけます。

申請月ごとの対象期間については別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」を参照ください。

注意事項

- (1) 社会保険料とは、「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども・子育て拠出金」をいいます。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入したうえで、適用通知書の写しを提出してください。
- (3) 個人事業者の方で、強制適用事業所に該当しない場合は、納入証明書を提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (4) 納入証明書の請求及び「強制適用事業所」、「任意適用事業所」に該当するかどうか等についてのお問い合わせは、所管の年金事務所へお願いします。
- (5) 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
年金事務所窓口にて申請を行った場合も、原則郵送による交付となります。
(「社会保険料納入証明書」の交付には2~3営業日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。)
申請を委任される場合で、受任者あての返送を希望される際は、送付先が確認できる書類（行政書士証票の写し等）を添付してください。
お急ぎ等の理由で、郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
事業主以外の方が申請の場合は、委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。
- 岡山西年金事務所 電話（086）-214-2163 岡山東年金事務所 電話（086）-270-7925
※両事務所とも音声案内が流れますので④番を押してください。
- (6) 審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。

<参考>

- 1 「強制適用事業所」とは、次のア又はイに該当する事業所です。
 - ア 次の事業を行い、常時5人以上の従業員が働いている事業所、工場、商店の個人事業所
 - a 製造業　b 土木建築業　c 鉱業　d 電気ガス事業　e 運送業　f 清掃業　g 貨物積卸業
 - h 物品販売業　i 金融保険業　j 保管賃貸業　k 媒介周旋業　l 集金案内広告業
 - m 教育研究調査業　n 医療保健業　o 通信報道業　p 社会福祉更生保護業
- イ 法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用するもの
- 2 「任意適用事業所」とは、上記の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険等の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所です。

【令和8年用】

社会保険料納入証明書有効期間早見表 (新規申請用)

早見表の見方については下記の例を参考にしてください。

① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）

申請月		有効な証明書発行日		
令和8年	2月	令和7年11月1日	～	令和8年2月28日
	5月	令和8年2月1日	～	令和8年5月31日
	8月	令和8年5月1日	～	令和8年8月31日
	11月	令和8年8月1日	～	令和8年11月30日

② 発行月ごとの証明対象期間

証明書発行月		証明対象期間		
7年	11月	令和5年10月	～	令和7年8月
8年	12月	令和5年11月	～	令和7年9月
令和8年	1月	令和5年12月	～	令和7年10月
	2月	令和6年1月	～	令和7年11月
	3月	令和6年2月	～	令和7年12月
	4月	令和6年3月	～	令和8年1月
	5月	令和6年4月	～	令和8年2月
	6月	令和6年5月	～	令和8年3月
	7月	令和6年6月	～	令和8年4月
	8月	令和6年7月	～	令和8年5月
	9月	令和6年8月	～	令和8年6月
	10月	令和6年9月	～	令和8年7月
	11月	令和6年10月	～	令和8年8月

例

令和8年2月に新規申請を行う場合

表の①、②を順番に確認します。

- ① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）の令和8年2月の行を確認
有効な証明書発行日は令和7年11月1日～令和8年2月28日となっており、
その期間の発行日（証明日）であれば有効です。
- ② 発行月ごとの証明対象期間を確認
有効な証明書の発行月は令和7年11月、12月、令和8年1月、2月のためその行を確認します。
2月に社会保険料納入証明書を取得する場合、令和6年1月から令和7年11月の証明を
してもらうことになります。

※市の「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入したものを年金事務所へ提出してください。
年金事務所で②の表に対応した期間を証明していただけます。

社会保険料納入証明申請書

※以下の太枠内に記入してください。

1 申請者

①事業所整理記号	②事業所番号

2 証明書の請求枚数

枚

3 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分
発行日の属する月の25か月前の月分から発行日 において既に納期が経過した月分までの23か月	一括用のみ	延滞金含む

岡山市競争入札参加資格審査申請書に添付するため、上記の期間について、
納入証明書を発行願います。

令和 年 月 日

備考欄

申請者欄

〒	—
事業所所在地	
事業所名称	
事業主職氏名	
電話番号	

委任欄（※事業主以外の方が申請・受領する場合は、委任欄への記入が必要です。）

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係

【注意事項】

- 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
申請後、「社会保険料納入証明書」は原則として年金事務所へ届出をされている所在地へ郵送されます。
- 「社会保険料納入証明書」の交付には2~3営業日程度日数がかかります。余裕をもって申請してください。
- 郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。事業主以外の方は委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
- 不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。

届出コード	届書	決裁	年	月	日	
6	8	0	所長	副所長	課長	担当者

※業務使用欄
記入しないでください

社会保険の適用事業所ではない ことの申出書

令和 年 月 日

岡山市長様

〒 -

本社所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

下記のとおり、社会保険の適用事業所ではないことを申し出ます。

なお、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

理由	<input type="checkbox"/> 事業開始時から	※いつの時点から適用事業所ではないか記入してください。
	<input type="checkbox"/> 年 月 日から	
	
	
	
以上の理由により、現在は社会保険の適用事業所ではありません。		
令和 年 月 日	、	関係機関()
担当者() 氏に上記内容について確認しました。		

注) 1 この申出書は、市内業者のうち、法人及び職員数5人以上の個人業者の方で、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出してください。
2 審査時に疑義が生じた場合、関係機関への問い合わせや、追加書類の提出を求めることがあります。

部門別提出書類一覧「物品」

No.	提出書類	対象	摘要
①	財務諸表 (写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> 直前の決算期のもの ただし、会社合併等があった場合は、直前の決算期以外のものを求めることがあります 法人の場合は、「貸借対照表」及び「損益計算書」（法人名が記載されているもの） 個人業者で青色申告の場合は、「所得税の確定申告書（控）」及び「青色申告決算書」 個人業者で白色申告の場合は、「所得税の確定申告書（控）」及び「収支内訳書」 マイナンバーが記載されているものは提出しないでください <p>※「コンサル」、「役務」又は「食料品」のいずれかと同時に新規申請する場合は、1通でかまいません</p>
②	社会保険の適用事業所ではないことの申出書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の市内業者 職員数5人以上の市内個人業者 <p>※上記のうち該当者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記対象者のうち、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出 指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」に、加入義務がない（適用を除外されている）理由を記入
③	希望業種調書（物品） (原本又は写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式「希望業種調書（物品）」に必要事項を記入 <p>※ 別紙「希望業種分類表（物品）」の取扱品名例を参考に、【希望業種】を記入してください</p> <p>※ 希望業種は、業種（大分類）で1業種のみ申請できます</p>
④	登録証明 (登録証明書、 営業許可証明書等) (写し)	該当者のみ	<p>◆ 登録を希望する業種に必要な許認可、登録又は届出等（以下「許認可等」という）が法令で定められている場合に提出</p> <p>※ 別紙「（物品）業種区分及び許認可等一覧表」を参照</p> <p>※ 契約締結先（本社又は委任先）が許認可等を受けていることが必要な業種（取引品）については、契約締結先のものを提出してください</p> <p>※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません</p> <p>なお、有効期間の更新中の場合は、更新手続き中であることがわかる書類を提出してください</p> <p>※ 商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と異なっている場合は、変更の事実を確認できる書類（行政庁の受理印のある変更届など）の写しか、管轄の省庁等で最新の内容の証明等を取得したものの写しを提出してください</p>
⑤	印刷機械設備等調書 (原本又は写し)	業種（大分類） 「1 印刷」 の希望者	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式「印刷機械設備等調書」に必要事項を記入 <p>※ 同一項目の別様式で提出可（商号や業務名等の必要事項を余白等に必ず記入）</p> <p>※ この書類は発注の際に参考にする場合がありますので提出してください</p> <p>※ 記載内容については、審査の対象ではありません</p>

※申請日現在において、すでに「コンサル」、「役務」又は「食料品」の本市有資格者名簿に登載されている場合は、「①財務諸表」及び「②社会保険の適用事業所ではないことの申出書」は省略できます。

注意事項

- (1) 書類の不備、不足等がある場合は、申請の不受理又は希望業種の登録ができない場合があります。
- (2) 登録後の希望業種（大分類・小分類）の変更は、更新申請時に希望業種変更手続きをしてください。
また、登録後に廃業した場合や、取扱品名・取扱メーカーの変更は、変更届等により変更の手続きをしてください。
- (3) 契約課が発注する競争入札及び見積合わせ（オープン方式、指名見積合わせ）案件は、原則として「岡山県電子入札共同利用システム」を利用した電子入札となり、別途手続きが必要です。

■手続きや利用に関する問合せ先 岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話 0120-432-198

※詳細は、「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（はじめてご利用される方へ）」をご覧ください。

(<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)

岡山市競争入札参加資格審査

希望業種調書（物品）

下記のとおり希望します。

本社商号又は名称

【希望業種】 (業種(大分類)で1業種のみ希望可能。業種細区分(小分類)は希望するものすべて。)

※ 登録後の希望業種（大分類・小分類）の変更は、更新申請において希望業種変更手続きをしてください。

※ 希望業種を廃業した場合は、変更届等により変更の手続きをしてください。

業種	番号	業種名	業種細区分	A	B	C	D	E	F	G	H

下記は、発注の際に参考とさせていただくことがあります。記入してください。

取扱品名：取扱×一力一

※ 取扱品名、取扱メーカーは1マスに1文字とし、句読点等で区切って記入してください。

句読点や括弧等も、それぞれ1マス使用してください。

※ 希望する業種細区分（小分類）が「その他」の場合は具体的に記入してください。

※取扱品名又は取扱メーカーの変更は、変更届等により変更の手続きをしてください。

業務形態

小売り 卸売り メーカー 製造請負 その他 ()

希望業種分類表（物品）

業種（大分類）		業種細区分（小分類）	取扱品名例
1 印刷		A 一般 B フルカラー C フォーム D シール・ラベル E 陽画・マイクロ F オンデマンド印刷 G 製本 H その他	事務用端物・ページもの・賞状・名刺・手帳 ポスター・パンフレット 連続帳票・OCR・圧着 シール・ラベル・ステッカー 青写真・第二原図・マイクロ写真・電子複写 コピー、地図・航空写真等
2 用紙		A 用紙 B 封筒	用紙・トイレットペーパー・ポケットティッシュ・段ボール 封筒印刷・手提げ袋
3 OA機器		A パソコン・プリンター・周辺機器 B ソフトウェア（既製品）	パソコン・プリンター・カトリッジ・サーバー・ルーター・ハブ・スキャナ・ネットワーク機器 アプリケーションソフト
4 事務用品		A 各種文房具 B スチール製品 C 事務用機器 D 選挙用品 E その他	複写機・印刷機・シュレッダー・レジスター・ファクシミリ パーテーション（既製品）
5 印判		A 印章・ゴム印	公印・ゴム印・日付印等
6 学校用品		A 学校用具 B 保育用具	教材・教育機器・ミシン・額縁等 保育教材・遊具・玩具・乳母車・三輪車
7 楽器		A 音楽ソフト B 洋楽器 C 和楽器	CD・ミュージックテープ等 ピアノ・オルガン・管楽器等 琴・三弦・和太鼓等
8 書籍		A 図書 B 図書券・図書カード C 図書館用品	ブックコートフィルム等
9 衣料・繊維		A 事務服・作業服・防寒衣（縫製） B 消防服（縫製） C 白衣・調理服（縫製） D 衣料（既製品） E 寝具 F タオル等	制服・作業服・防寒衣・帽子・エプロン・トレーナー・ベルト 制服・作業服・防寒衣・活動服・航空服・救急服・雨衣・作業帽 白衣・帽子・調理服・三角布 衣料品・肌着・パジャマ 布団・座布団
10 ゴム・皮革		A 靴・カバン・雨具 B 手袋類	軍手・軍足・ゴム手・皮手等
11 インテリア		A 木工家具（製造） B カーテン・暗幕 C ステージ幕 D 一般家具 E 表具	実験台・工作台・教卓・椅子 カーテン・暗幕・ブラインド ステージ幕・緞帳
12 輸送機器		A 軽自動車 B 普通車 C 自転車・バイク D 産業用車両 E 自動車用品・タイヤ F 車両整備 G その他	軽乗用車・軽ライトバン・軽トラック 小型自動車・普通乗用車・トラック 塵芥車・バキューム車・フォークリフト・大型バス 船舶・ヘリコプター等
13 機械工具・器具		A ポンプ・バルブ類 B 電動工具 C 物置 D 駐車場・駐輪場システム E 生ゴミ処理機 F その他	チェンソー・草刈機・高圧洗浄機等 駐車券等消耗品
14 電気機器		A 一般家電 B 視聴覚機器 C 視聴覚ソフト D 電気機械器具 E 通信用機械器具 F その他	冷蔵庫・テレビ・エアコン・電球等消耗品 放送機器・映写機・スクリーン・液晶プロジェクター・アンプ 映画フィルム・ビデオソフト 監視カメラ・無停電電源装置・緊急通報装置等 電話・携帯電話・無線機

業種（大分類）		業種細区分（小分類）	取扱品名例
15	時計・眼鏡	A 時計 B 眼鏡 C 貴金属	ルーペ・双眼鏡
16	測量・測定	A 測量・測定機器	測量機器・計量機器・測定機器・ガス検知機・天秤・風速風向計
17	医療・薬品	A 医療用機器 B 理化学実験機器 C 福祉・介護用品 D 保健器具 E 医薬品・試薬品 F 医療用ガス G 家庭用薬品・衛生材料	理化学分析装置・光学機械器具 車椅子・介護用品 体重計・身長計・血圧計・アコーディオンスクリーン 一般薬品・薬局・経口補水液・マスク・アルコール・体温計
18	化学工業薬品	A 工業薬品・防疫薬品	活性炭・水酸化ナトリウム・メタノール・高分子凝集剤等
19	写真関係	A カメラ・フィルム B 現像焼付	カメラ・デジタルカメラ・フィルム 現像焼付・写真パネル・撮影
20	標識・看板	A 標識・看板 B 懸垂幕・ゼッケン C バッジ・記章	パーテーション（製造）
21	日用品・雑貨	A 日用品・雑貨・金物 B ビニール製品（製造） C 合鍵 D 塗料	家庭用雑貨・荒物・清掃用品・コンテナ 保険証カバー・PR用手提げ袋等
22	厨房	A 厨房機器 B 食器類	食器消毒保管機・ボイラー・温水器・厨房用品・業務用冷蔵庫
23	運動用具	A 運動具 B 体育施設 C テント	武道具・運動着・運動靴・ボール・ラケット ベンチ・サッカーゴール・鉄棒・総合遊具等工事を伴うもの
24	消防	A 消防ポンプ・消防自動車 B 消防用品	消火器・消防ホース・防火衣・火災警報器等・避難所用品・災害用備蓄品
25	石油	A ガソリン・軽油 B 重油 C 白灯油	
26	ガス	A 天然ガス B 都市ガス C プロパンガス D ガス器具等	
27	農林関係	A 生花各種 B 種・苗・肥料等 C ベット用品・飼料	
28	贈答品	A 記念品・贈答品	
29	その他物品	A その他物品	上記物品に該当しないもの 電力供給・余剰電力買受
30	不用品買受	A 金属スクラップ等 B 自動車 C バイク D 古紙 E その他	
31	原材料骨材	A 骨材	真砂土・碎石・砂・山土等
32	原材料材木	A 材木	建築資材・土木資材等
33	原材料セメント	A セメント	生コン・セメント二次製品等
34	原材料乳剤	A 乳剤	アスファルト合材・常温合材等
35	原材料上下水用機材	A 人孔鉄蓋 B 水道メーター C その他	
36	原材料建材	A ガラス B 置 C その他	
37	原材料道路資材	A 道路資材	道路標識・カーブミラー・ガードレール等
38	その他原材料	A その他原材料	上記原材料に該当しないもの

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類		業種細区分（小分類）	
1	印刷	A	一般
		B	フルカラー
		C	フォーム
		D	シール・ラベル
		E	陽画・マイクロ
		F	オンデマンド印刷
		G	製本
		H	その他
2	用紙	A	用紙
		B	封筒
3	OA機器	A	パソコン・プリンター・周辺機器
		B	ソフトウエア（既製品）
4	事務用品	A	各種文房具
		B	スチール製品
		C	事務用機器
		D	選挙用品
		E	その他
5	印判	A	印章・ゴム印
6	学校用品	A	学校用具
		B	保育用具
7	楽器	A	音楽ソフト
		B	洋楽器
		C	和楽器
8	書籍	A	図書
		B	図書券・図書カード
		C	図書館用品
9	衣料・繊維	A	事務服・作業服・防寒衣（縫製）
		B	消防服（縫製）
		C	白衣・調理服（縫製）
		D	衣料（既製品）
		E	寝具
		F	タオル等

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類		業種細区分（小分類）	
10	ゴム・皮革	A 靴・カバン・雨具	
		B 手袋類	
11	インテリア	A 木工家具（製造）	
		B カーテン・暗幕	
		C ステージ幕	
		D 一般家具	
		E 表具	
12	輸送機器	A 軽自動車	
		B 普通車	
		C 自転車・バイク	
		D 産業用車両	
		E 自動車用品・タイヤ	
		F 車両整備	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・自動車分解整備事業認証 ・自動車特定整備事業認証
		G その他	・道路運送車両法
13	機械工具・器具	A ポンプ・バルブ類	
		B 電動工具	
		C 物置	
		D 駐車場・駐輪場システム	
		E 生ゴミ処理機	
		F その他	
14	電気機器	A 一般家電	
		B 視聴覚機器	
		C 視聴覚ソフト	
		D 電気機械器具	
		E 通信用機械器具	
		F その他	
15	時計・眼鏡	A 時計	
		B 眼鏡	
		C 貴金属	
16	測量・測定	A 測量・測定機器	(計量器を希望する場合) ・特定計量器製造業（修理業、販売業）届出
			・計量法

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等			
大分類		業種細区分（小分類）		登録に必ず必要なもの	根拠法令
17	医療・薬品	A	医療用機器		
		B	理化学実験機器		
		C	福祉・介護用品		
		D	保健器具		
		E	医薬品・試薬品	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・医薬品販売業許可 ・薬局開設許可 ・毒物劇物一般販売業登録	・薬事法 ・毒物及び劇物取締法
		F	医療用ガス		
		G	家庭用薬品・衛生材料		
18	化学工業薬品	A	工業薬品・防疫薬品		
19	写真関係	A	カメラ・フィルム		
		B	現像焼付		
20	標識・看板	A	標識・看板		
		B	懸垂幕・ゼッケン		
		C	バッジ・記章		
21	日用品・雑貨	A	日用品・雑貨・金物		
		B	ビニール製品(製造)		
		C	合鍵		
		D	塗料		
22	厨房	A	厨房機器		
		B	食器類		
23	運動用具	A	運動具		
		B	体育施設		
		C	テント		
24	消防	A	消防ポンプ・消防自動車		
		B	消防用品		
25	石油	A	ガソリン・軽油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
		B	重油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
		C	白灯油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種			許認可等の名称等	
大分類		業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
26	ガス	A 天然ガス		
		B 都市ガス		
		C プロパンガス	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・高圧ガス販売業届出 ・液化石油ガス販売業登録	・高压ガス保安法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
		D ガス器具等		
27	農林関係	A 生花各種		
		B 種・苗・肥料等		
		C ペット用品・飼料		
28	贈答品	A 記念品・贈答品		
29	その他物品	A その他物品	(電力を希望する場合) ・小売電気事業者登録（「小売電気事業を営もうとする者の登録について」） ※ただし資源エネルギー庁のホームページ掲載の登録小売電気事業者一覧が最新であれば当該ページの写しで代替可	・電気事業法
30	不用品貰受	A 金属スクラップ等	・金属くず取扱業届出	・都道府県金属くず取扱業条例
		B 自動車	・古物営業許可	・古物営業法
		C バイク	・古物営業許可	・古物営業法
		D 古紙		
		E その他		
31	原材料骨材	A 骨材		
32	原材料材木	A 材木		
33	原材料セメント	A セメント		
34	原材料乳剤	A 乳剤		
35	原材料上下水用機材	A 人孔鉄蓋		
		B 水道メーター		
		C その他		
36	原材料建材	A ガラス		
		B 疊		
		C その他		
37	原材料道路資材	A 道路資材		
38	その他原材料	A その他原材料		

印刷機械設備等調書

令和 年 月 日現在

申請者（本社商号又は名称）

設備の保有状況

注：入札及び見積合せへの参加は、その物件に必要な印刷機械を有していることが条件となります。

1 印刷機（コピー機）

印刷機・コピー機の別	機械の種類 オフセット（シート），オフセット（輪転），活版，陽画等の別	サイズ(判)	色数 (コピー機はカラー・白黒の別)	片面・両面の別	台数	メーカー名等

2 組版機

機械の種類	台数	メーカー名等
パソコン		
電子組版機		
電算写植機		
活版		

3 製本機

機械の種類	台数	メーカー名等
断裁機		
丁合機		
折り加工機		
とじ機		

4 その他の機械設備

機械の種類	台数	メーカー名等

●工場の所在地について、該当するものに○をしてください。

1 契約締結先として登録した住所と同じ所にある。

2 契約締結先とは別に岡山市内にある。

住所

3 契約締結先とは別に岡山市外にある。

住所

※書ききれない場合は、別紙に記入のうえ裏面に添付してください。